

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年9月30日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により不開示とした部分のうち、別紙記載の部分を開示すべきであるが、その余の部分は不開示とすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年4月28日付けで「峡東建設事-14-0157 一般県道柳平塩山線用地調査業務委託 成果品一式及び契約書類一式」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 開示決定の延長

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を特定したところ、当該行政文書が著しく大量で、15日以内の開示不開示の判断が困難であると判断し、条例第14条の規定により、平成27年5月12日付け峡東建第1049号で申立人に開示決定等期限の特例を適用する旨の通知を行った。

3 実施機関の決定及び開示の実施

(1) 条例第14条の規定を適用したもののうち30日以内の開示決定を行った行政文書について

実施機関は、本件請求の対象となった行政文書のうち契約書類一式については、条例第14条の規定により30日以内の開示決定とし、平成27年5月28日付け峡東建第1049号-2の通知をもって、条例第12条第1項の規定による一部開示決定処分を行った。

また、実施機関は、平成27年6月5日に申立人に対し、当該一部開示決定処分に係る開示の実施を行った。

(2) 上記(1)以外の行政文書について

実施機関は、本件請求の対象となった行政文書のうち条例第14条の規定により開示決定等期限の特例の適用をした成果品一式については、別表の「対象行政文書」欄に掲げる行政文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第12条第1項の規定により本件処分を行うこととし、平成27年9月30日付け峡東建第1049号-3をもって申立人に通知

した。

なお、実施機関による本件文書の一部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 条例第8条第1号に該当する。

別表の「不開示項目」欄に記載されている情報のうち同表の「不開示理由」欄に「理由1」と記載されている情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第8条第1号本文に当たり、また、特定の建設工事の施工に携わる個人の情報であるため、同号ただし書イ、ロ、ハにも当たらないため不開示とする。

イ 条例第8条第2号イに該当する。

別表の「不開示項目」欄に記載されている情報のうち同表の「不開示理由」欄に「理由2」と記載されている情報は、法人の内部管理又は取引に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第2号イに当たり、かつ、同号ただし書に当たらないものであるため不開示とする。

また、実施機関は、平成27年10月2日に申立人に対し、本件処分に係る開示の実施を行った。

4 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成27年11月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により本件処分に係る異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、対象文書のうち不開示とした部分の一部を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 以下の項目については、個人又は法人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため開示すべきである。

- ア 『1 調査数量一覧表』の「調査、所有者名、数量、備考」
- イ 『2 平面図』の「面積」
- ウ 『4 業務打合せ簿』における「業務計画書 調査数量一覧表」中の「調査、所有者名、数量、備考」
- エ 『6 業務打合せ簿』における
 - (ア) 「変更実施数量」中の「所有者名、構造用途、延床面積、積算数」
 - (イ) 「調査数量一覧表」中の「調査番号、所有者名、数量、備考」
 - (ウ) 「平面図」中の「面積」
- オ 『8 業務打合せ簿』における
 - (ア) 「かがみ」中の「整理番号、移転対象物件、移転工法」
 - (イ) 「配置図」中の「整理番号、物件所有者氏名、図面」
 - (ウ) 「床面積求積図」中の「整理番号、所有者、図面、構造概要のうち項目名以外、床面積求積表、建築年別床面積求積表、1階及び2階外周長」
 - (エ) 「平面図」中の「整理番号、所有者、図面」
 - (オ) 「仕上表・求積図」中の「建物概要及び外部仕上表のうち、物件所在地、物件所有者、構造、用途、屋根、外壁、基礎、建具」
 - (カ) 「仕上表・求積図」中の「内部仕上表のうち、室名、床仕上げ、幅木、腰仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ」
 - (キ) 「仕上表・求積図」中の「図面」
 - (ク) 「平面図・屋根伏図」中の「図面」
- カ 『9 業務打合せ簿』における
 - (ア) 「補償調査全体図」中の「注意書き」
 - (イ) 「再配置図」中の「図面」
- キ 『11 補償額一覧表』の「調査番号、権利者名、補償金額」
- ク 『12 補償調査全体図』中の「注意書き」

このうち、所有者名や権利者名、移転対象物件については、個人に関する情報であることを理解しているが、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれはなく、住宅地図や地域の案内図等各種情報により既に公開されているので、今になって保護する必要はない。

実施機関により不開示とされたこれらの氏名等以外の情報については、個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できない。

仮にそうであったとしても個人又は法人の権利利益を害するおそれがあるとは全く思わない。

(2) 今回の開示の実施を行った行政文書以外の対象文書も開示すべきである。

本件請求に対して、平成27年10月2日に開示された本件文書は68ページしかなかったため、同月5日に山梨県県民情報センター宛にファクシミリで、間違いではないかとの質問をしたが、実施機関からの口頭による回答では「すべての成果品は、開示しない理由1及び開示しない理由2に該当するので、すべて黒塗りの紙になるので、開示しないこととした。」ということであった。

申立人としては、全ての成果品が開示とされる場合であっても、全ての成果品を受領したい。

第4 実施機関の説明要旨

1 実施機関による平成28年3月4日付けの開示理由説明書

実施機関が平成28年3月4日付けの開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の内容について

本件文書は、山梨県が行う一般県道柳平塩山線の道路改良事業の実施に当たり、個人及び法人等が所有する用地の取得や道路予定地として支障となる物件等の補償調査及び補償額算定を目的とした調査業務の成果品であり、不開示部分には、個人又は法人の家屋、倉庫、事務所、立木等の財産等に関する情報が含まれている。

(2) 条例第8条第1号の該当性

本号は、個人に関する情報に該当するものであって、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は開示しないことと規定されるものである。また、同号ただし書では、不開示情報から除かれるべきものとして、次の情報を規定している。

- ・ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ・ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報
- ・ 当該個人が公務員等である場合、当該公務員等の職及び当該職務遂行内容等

本件文書の不開示部分には、用地補償に係る所有者の氏名や住所、その所有する財産情報等が記載されており、特定の個人を識別できる情報に当たり、本号ただし書のいずれにも当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。

(3) 条例第8条第2号イの該当性

本号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

実施機関が判断の基準としている「山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準」によると、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」への該当可能性のある情報として、経営方針に関する情報、財務・資産関連情報、印影等の内部管理情報が例示されている。

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものである。

そして、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる、としている。

本件不開示部分は、道路用地の対象となる法人等の所有する資産関連情報であって、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であることから、開示することによって当該法人等の事業運営に支障を来すと認められ、同号イに当たり、かつ、同号ただし書に当たらないものであることから同号所定の不開示情報に該当する。

(4) 対象となる全ての成果品を開示していないという主張について

平成27年9月11日に申立人に対象文書の範囲について確認したところ、「今回の請求により特定された行政文書は『成果品一式』のうち個人等個別の補償費算定に関わる資料は除く」との回答を得たので、口頭受理にて記録し、対象文書の範囲から除外したものであり、さらに本件文書の閲覧による開示の実施の際にも申立人に確認し了承を得ていることから、対象文書の特定として不足はなく、申立人の主張には合理的な理由がない。

2 実施機関により追加された不開示理由説明

実施機関が条例第28条の規定による申立てをして、平成28年11月8日に当審査会で陳述された意見の内容は、おおむね次のとおりである。

当該事業は、平成22年度に道路の狭隘箇所の解消と歩行者の安全確保を目的として、地元の地区から道路改良事業の要望を受け、平成25年度に当該事業に着手したものである。

実施機関は、事業初年度の平成25年度に道路詳細設計と用地測量を実施

し、平成26年度までに用地取得に必要な調査を終え、平成27年度から用地補償交渉の着手を実施する予定でいたが、当該年度に用地補償に必要な事業予算が確保できず、本件請求に係る開示決定期日の平成27年9月30日の時点では、全ての地権者に対し用地取得交渉並びに契約業務には一切未着手の状況であった。

このような状態における各地権者の補償内容に係る情報は、地権者が個人であるか法人であるかを問わず、当該事業の執行機関である県において慎重に取り扱われるべきものであり、今後予定されている用地取得交渉及び契約事務においては、各地権者の県に対する信用や当該公共事業への理解を十分確保しながら、適正かつ円滑に用地取得及び物件補償を遂行する必要がある。

とりわけ、補償項目、面積及び補償額に係る情報については、本来、地権者が最初に知るべき性質のものであり、用地取得交渉前に地権者以外の第三者に開示され、そのことを地権者が第三者への開示の後になって知り得ることとなった場合、県に対する不信感を抱かれ、今後の用地取得交渉自体に依拠してくれない事態が生じる可能性が高くなり、本来の道路改良事業の目的を達成することができなくなるおそれがある。

よって、県が行う契約又は交渉に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれや当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たるため、条例第8条第6号に規定する不開示情報に該当するものとして、原処分の際の不開示理由に新たに加えることとする。

(2) なお、上記(1)に対する異議申立人からの提出された意見の内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関による説明は理解し難い。

「補償項目」の情報は、公図や住宅地図や地域の案内図等各種情報により既に公開されているので、今になって保護する必要はない。

また、「補償項目」及び「面積」の情報については、私の関連会社は当該地域の用地測量を行っていて、当該情報は全て把握しており、保護する必要はない。

「補償額」についても、保護する必要はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、条例第1条に規定する情報公開制度の趣旨及び理念を踏まえて、以下判断する。

1 本件文書の内容

本件文書は、実施機関が、平成26年度に県単独道路改築事業として、一般県道柳平塩山線の道路改良に当たり必要な用地の取得のため業務委託を行って得た、用地取得に当たり支障となる物件の補償調査の報告書であり、別表の

「対象行政文書」欄に掲げる行政文書である。

本件文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件文書には別表の「不開示項目」欄に掲載されている情報が記載されていることを確認した。

2 争点

実施機関が行った本件処分において不開示とした情報が条例第8条第1号、同条第2号イ又は同条第6号に該当するか否かという点である。

3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号の趣旨

本号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。

しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。

また、匿名の個人情報等個人識別性のない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの（個人利益侵害情報）も個人に関する情報の不開示情報の要件としており、例として、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報が考えられる。

このほか、一般人には個人識別性がない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者（当該個人の親戚、同僚、近隣住民又は家族の勤務先関係者等）において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合には、当該情報は個人利益侵害情報に該当すると解されている（東京地裁判決平成15年5月16日平成14年（行ウ）第130号裁判所ウェブサイト、内閣府審査会平成19年度（行情）答申第151号）。

ただし、本来保護する必要性のない情報等も含まれうることになることから、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙している。

あわせて、条例第9条第1項では、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨が定められており、また、同条第2項では、開示請求に係る行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合に、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、条例第8条第1号の情報に含まれないものとして、条例第9条第1項の規定による部分開示の義務を適用する旨が定められている。

(2) 条例第8条第1号の該当性の検討

そこで、本号の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について判断する。

ア 別表の「分類」欄に「A」と記載されている項目は、いずれも個人の氏名であり、それ自体で特定の個人が識別される情報であると認められる。

申立人は、所有者名や権利者名については、住宅地図や地域の案内図等の各種情報により既に公開されていると主張しているが、対象となる行政文書に記載されている補償対象物件に係るこれらの氏名は、登記簿で確認できる名義上の土地所有者情報ではなく、受託業者が実態調査に基づいて得た現況の所有者の情報であるため、一般に公にされているものではない。

イ 別表の「分類」欄に「B」と記載されている項目は、平面図中の土地に記されている丸数字に相当するものであり、当該丸数字は実施機関が既に開示しているものである。

このことから、当該丸数字が付された土地については、公図と補償調査全体図を突き合わせることにより登記簿上の土地所有者の特定が可能となるということができる。

当該項目の番号についても、公にすることにより、同様に登記簿上の土地所有者を特定することができる。

よって、必ずしも現況の土地所有者や物件所有者が判明するものではないが、これらの番号は、既に公開されている情報を突き合わせることにより、ある特定の個人を識別することができることとなるため、当該情報は特定の個人を識別することができるものと認められる。

ウ 別表の「分類」欄に「C」と記載されている項目は、いずれも当該事業用地において補償対象となっている建物の構造等に関する情報である。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当審

査会でこれら建物構造等における記述の内容を確認したところ、いずれも個人の財産に関する情報と認められるものであるものの、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものである。

しかし、これら構造等の記述から補償額の推計が可能となり、これを公にした場合、誰がどれほどの補償額を受領することになるのかという当該所有者にとっては一般に知られたくない情報が推定され得ることとなり、そのことが原因でその地域における住民間のもつれや混乱が生じかねないことから、当該所有者の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。

よって、これらの情報は、特定の個人が識別されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、受託業者が現地を詳細に調査して得たこれらの情報は、一般に公にされているものではない。

エ 別表の「分類」欄に「D」と記載されている項目は、当該事業用地において補償対象となっている建物に係る記述である。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当審査会で記述内容を確認したところ、当該記述の中に所有者氏名の記述が含まれていることから、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

また、これらの情報は、一般に公にされているものではない。

オ 別表の「分類」欄に「E」と記載されている項目は、当該事業用地において補償対象となっている建物の移転に当たり採用する工法について、実施機関の業務担当者と受託業者が協議した内容が記述されているものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当該情報は、上記の内容が記述されたものであり、個人の補償に関する情報であると認められるものの、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものである。

しかし、建物補償に当たりどの移転工法を採用するかということは、補償額の算定に際しては特に重要な要素であり、採用される移転工法により補償額に影響を及ぼすものである。

したがって、これを公にした場合、誰がどれほどの補償額を受領することになるのかという当該所有者にとっては一般に知られたくない情報が推定され得ることとなり、そのことが原因でその地域における住民間のもつれや混乱が生じかねないことから、当該所有者の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。

よって、当該情報は、特定の個人が識別されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、業務打合せ上の当該情報は、一般に公にされているものではない。

カ 別表の「分類」欄に「F」と記載されている項目は、いずれも補償対象となっている個人の所有する住宅等建物の配置、形状又は寸法等に関するものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当審査会でこれらの図面の内容を確認したところ、いずれも個人の財産に関する情報であると認められるものの、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものである。

しかし、これらの情報は、個人が所有し、又は居住する敷地、建物内部や建物内外を含めた形状や寸法等に関する詳細かつ精緻な情報であるため、個人の私生活の保護や防犯の観点から一般に他人には知られたくない情報であると考えられ、これを公にすると当該所有者の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。

よって、これらの情報は、特定の個人が識別されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該建物の外観等を眺めることは一般人であれば誰でも可能であるといえるが、これら受託業者が実態調査により計測して得た、真上からの詳細かつ精緻な図面又は建物内部の間取りに関する図面は、誰でも入手したり、確認することができるものではない。

キ 別表の「分類」欄に「H」と記載されている項目には、物件所有者の補償対象物件に関する留意事項が記述されているものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当審査会でその内容を確認したところ、これら備考欄における記述内容は個人の補償に関する情報であると認められるものの、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものである。

しかし、記述内容から補償額の算定がある程度可能となり、これを公にした場合、誰がどれほどの補償額を受領することになるのかという当該所有者にとっては一般に知られたくない情報が推定され得ることとなり、当該所有者の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。

よって、これらの情報は、特定の個人が識別されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、これらの情報は、一般に公にされているものではない。

ク 別表の「分類」欄に「J」と記載されている項目は、いずれも該当する土地における補償に関し特に留意すべき事項について図面の当該土地を指し示して記載されているものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当審査会で当該注意書きに記載されている内容を確認したところ、これらの情報には、いずれもある特定の個人の氏名や当該所有者の補償金額につながる情報が含まれているものであり、通常他人に知られたくない個人に関する情報と認められる。

加えて、これらの情報は、補償調査全体図中の番号と結びつくことによって、当該番号が付された土地の登記簿情報を通じて誰に関する情報であるかが識別できることになるともいえる。

また、これらの情報は、一般に公にされているものではない。

ケ 別表の「分類」欄に「L」と記載されている項目は、受託業者が補償対象物件の実態調査をもとに本県の損失補償基準により算定した金額が、個々の権利者ごと及び補償区分ごとに記述されたものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、補償金額は、当該補償対象物件の現存価値を類推し得るものであり、明らかに個人の財産に関する情報であると認められるものの、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものである。

しかし、一方で、補償金額は個人の収入に関する情報でもあり、氏名等を不開示にしたとしても、現地の関係者においては、権利者が誰であるか推定し得る状況にあることからすると、これを公にした場合、誰がどれほどの補償額を受領することになるのかという権利者にとっては通常知られたくない情報が推定されうることとなり、このような情報が原因となってその地域における住民間のもつれや混乱が生じかねないことから、当該権利者の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。

よって、当該補償金額は、特定の個人が識別されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、当該補償金額は、一般に公にされているものではない。

コ 別表の「分類」欄に「N」と記載されている項目は、平面図中に記述された面積であるが、当審査会が実施機関に確認したところ、当該面積は、補償対象物件の実測面積や登記簿上の面積ではなく、受託業者が当該補償対象物件の存する土地を一筆ごとに測量した土地の実測面積を記したものであることであった。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、これらの情報は、その記述内容から見ても明らかに個人の財産に関する情報であると認められる。

しかし、当該情報は、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものであり、なおかつ、当該面積から物件所有者の補償額が推計されるのではなく、これらの情報が公にされても個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められない。

サ 別表の「分類」欄に「O」と記載されている項目は、調査数量一覧表における補償対象物件の種別ごとの数量が記されたものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、これらの情報は、その記述内容から見ても明らかに個人の財産に関する情報

であると認められる。

しかし、これらの情報は、氏名等の記述と組み合わせない限りは、特定の個人に結びつかないものであり、なおかつ、内容からして特段に機微な情報であるとまではいえず、公にしても当該個人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められることから、条例第9条第2項の規定により、特定の個人を識別することができる情報には当たらない。

シ 別表の「分類」欄に「Q」と記載されている項目については、実施機関としては、不開示とする主張がなく、申立人が開示せよとすることについても実施機関としては何ら反論がないため、この際争点たり得ず、本号の該当性を検討するまでもなく、開示が相当である。

以上から、上記ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケで述べた項目については、条例第8条第1号の不開示情報に該当し、コ、サ及びシで述べた項目については、同号の不開示情報に該当しないと判断する。

4 条例第8条第2号イの該当性について

(1) 条例第8条第2号イの趣旨

法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。

しかしながら、他方、法人等の活動に関する情報は、消費者にとっては、商品やサービスを選択する上で重要なものであり、とりわけその事業活動が消費者の生命、健康、安全などに関わる場合、これらの法益を確保するため当該活動に係る情報の公開が求められることがある。

このため、条例は、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則不開示としつつ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、法人等の利益を犠牲にしても開示することとしている。

本号で規定される「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等の法的保護に値する一切の権利、公正な競争関係における有利な地位及びノウハウ、信用等の運営上の地位を含む正当な利益をいい、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」への該当可能性のある情報については、次のものが例示される。

生産・技術上のノウハウに関する情報

法人等の研究開発に関する情報

販売・営業上のノウハウに関する情報（当該料金を設定するに至った原価・価格ロジック・価格体系等、相手方との取引実績や取引条件等によって異なる契約単価、顧客とのトラブル処理対応等に関する情報）

企業経営のノウハウに関する情報（一般に公にされない設備投資、用地取得等に係る運営戦略、資金調達等の財務情報、雇用方針（誰を社員として採用するか等）・経営方針・組織の運営方法などが明らかにされ、又は具体的に推測されるおそれのあるもの）

契約情報（顧客、取引先、契約内容等に関する情報）

事業者間の優劣に係る評価をもたらす情報（財務状況、生産能力・処理能力、機種選定等に関する情報）

事業者の能力に係る評価に関する情報

内部管理情報（内部的な意思決定に関する情報（定款、株主総会議事録等）、経営方針に関する情報、財務・資産関連情報、人事関連情報、争訟に関する情報、印影・口座情報等）

法人等の信用力・社会的評価をおとしめる可能性のある情報（商品の信頼性に関する情報、評価情報苦情申告の内容等真偽不明朗な情報、法令違反を犯した法人等の情報、行政指導を受けている法人等の情報等）

また、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものである。

そして、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる。

(2) 条例第 8 条第 2 号イの該当性の検討

そこで、本号イの趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について判断する。

ア 別表の「分類」欄に「G」と記載されている項目のうち法人等に関する図面とは、上杉口区の所有する施設の敷地及び建物の詳細な配置図面である。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、当該図面の情報は、当該法人等の所有する資産に関する内部管理情報である

と認められる。

そして、これを公にすると、この図面をもとにして建物施設への不法侵入等の犯罪を助長するおそれが想定されるため、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ 別表の「分類」欄に「I」と記載されている項目は、上記3(2)キで述べたとおり、物件所有者の補償対象物件に関する留意事項が記述されているものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、これらの情報は法人等の所有する資産に関する内部管理情報であると認められるものの、これらを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認め難い。

なお、実施機関は、当該調査数量一覧表の峡東地域広域水道企業団に関する数量及び備考について、本号イの規定により不開示としているが、峡東地域広域水道企業団にあつては、一部事務組合であり地方公共団体に当たるため、そもそも同号に定める法人等に該当しないものである。

ウ 別表の「分類」欄に「K」及び「R」と記載されている項目のうち法人等に関する注意書き及び図面とは、いずれも峡東地域広域水道企業団に関するものであるため、上記イで述べたとおり、当該情報は、そもそも同号に定める法人等に該当しない。

エ 別表の「分類」欄に「M」と記載されている項目は、上記3(2)ケで述べたとおりの内容が記述されたものであり、権利者が法人等である場合にあっては、補償対象物件の現存価値を類推し得る法人等の資産に関する内部管理情報であると認められる。

しかし、最高裁判所第三小法廷判決平成17年10月11日(最高裁判所裁判集民事218号1ページ)によると、「補償価格は当該法人地権者の資産の全容を示すものではなく、県において定められた損失補償基準に従って算定された補償価格が当該法人地権者に支払われたことに関する情報が開示されても、直ちにその競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるとはいい難い。」と判示されている。

これを踏まえて、本件について検討すると、県の損失補償基準により算定される補償金額が公になっても、直ちに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

オ 別表の「分類」欄に「P」と記載されている項目のうち調査数量一覧表における数量は、上記3(2)サで述べたとおり、補償対象物件の種類ごとの数量が記されたものである。

申立人は、実施機関により不開示とされた氏名以外の情報は個人又は法人に関する情報に該当するとは理解できないと主張しているが、これ

らの情報は法人等の所有する資産に関する内部管理情報であると認められるものの、これらを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認め難い。

なお、実施機関は、当該調査数量一覧表のうち峡東地域広域水道企業団に関する数量については、上記イで述べたとおり、そもそも同号に定める法人等に関する情報に該当しないものである。

以上から、上記アで述べた項目については条例第8条第2号イの不開示情報に該当し、イ、ウ、エ及びオで述べた項目については、同号の不開示情報に該当しないと判断する。

5 条例第8条第6号の該当性について

(1) 条例第8条第6号の趣旨

条例第8条第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする趣旨である。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む全ての事務又は事業に関する情報をいうものである。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の事例として、次のおそれが例示として掲げられている。

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

上記のイからホまでに掲げたものは、限定列举ではなく、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示されたものである。

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、

具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に関し、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益（公益上の開示の必要性を含む。）についても比較衡量しなければならず、また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」も、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する具体的な蓋然性が認められるものであることが求められる。

上記の例示のうち、同号口に規定される「契約」とは、相手方の意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

また、「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいい、具体的には、補償や賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、企業誘致に係る交渉、労務上の交渉等がある。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害したりするおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(2) 条例第8条第6号の該当性の検討

第4の2(1)で述べたとおり、実施機関は、「各補償項目」、「面積」及び「補償金額」について本号への該当を主張している。

そこで、本号の趣旨に照らして、これらの情報における同号の該当性について判断する。

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報への該当性について

まず、「各補償項目」とは、実施機関が開示請求者が開示決定をした際の不開示項目では明記されていないが、当審査会で陳述された意見によれば、地権者の建物内部の構造、寸法、使用資材、損耗等の状況等を指すということであり、別表の「分類」欄に「C」と記載されている項目に当たるものであるといえ、その具体的な情報については、上記3(2)ウで述べたとおりのものである。

また、別表の「分類」欄に「H」、「I」、「J」及び「K」と記載されている項目は、物件補償に関し留意すべき事項が記載されたもので

あることから、ここでいう「各補償項目」に含まれるものといえる。

次に、「面積」とは、別表の「分類」欄に「N」と記載されている項目であり、上記3(2)コで述べたとおりのものである。

さらに、「補償金額」とは、別表の「分類」欄に「L」及び「M」と記載されている項目であり、上記3(2)ケ及び4(2)エで述べたとおりのものである。

したがって、これらの情報は、いずれも事業者である県が行う契約又は交渉に係る事務又は事業に関する情報であることは明らかである。

イ 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものへの該当性について

実施機関の主張によると、「各補償項目」及び「面積」の情報は、本来、地権者が最初に知るべき性質のものであり、用地取得交渉前に地権者以外の第三者に開示され、そのことを地権者が後になって知りうることとなった場合、県に対する不信感を抱かれ、今後の用地取得交渉自体に応じてくれない事態が生じる可能性が高くなり、当該道路改良事業の目的を達成することができなくなるおそれがあるものであるとしている。

また、「補償金額」については、地権者が当該補償金額を承諾するまで、県の損失補償基準に則って変更する可能性があり、そうした中で、補償額を事前に地権者以外の第三者に開示することは、用地取得交渉を進めていく過程で県に対する地権者からの信頼を失うなど、用地取得交渉に悪影響を及ぼし、当該事業を遂行する上で著しい支障となる事態を招くことが予想され、当該道路改良事業の目的を達成することができなくなるおそれがあるものであるとしている。

こうした主張を踏まえ、改めて公共事業における用地取得事務の性質について考えると、一般的に、公共事業に基づき取得する用地は、当該事業に必要な土地であり、代替性のない特定の土地となることから、当初決定した事業計画や買収予定の土地を当該事業の執行途中で変更することは困難であり、当該事業の地権者や地元関係者の同意が得られない場合にあっては、当該事業自体が中止となることも想定されるものであるといえ、当該事業全体の遂行を考えると、買収予定地の地権者の合意契約を得ることは極めて重要な事務であるといえる。

そのような性質を有するものであるため、公共事業を執行する地方公共団体においては、各地権者に対して事業の目的や必要性を理解し、かつ、納得してもらえよう、担当者による丁寧な説明のもとに地権者との信頼関係を築きながら用地取得及び補償事務を行う必要があるところである。

また、公共事業や用地補償に対する地権者の思考や見解は、それぞれの地権者において多様であり、とりわけ用地取得交渉が行われる時期にあっては、地権者の間では用地取得価格や補償内容に関して誰しも重大な関心を抱くことが推察され、買収予定地の生活環境や用地取得交渉の進捗状況等によっては地権者間で誤解や不穏な憶測が生じるケースも想

定されるところである。

たとえ開示請求者が請求に係る情報を把握している状況であったとしても、開示請求者に開示することは、開示請求者以外の者から開示請求があった場合においても何人に対しても同様に開示することとなるものであることから、補償項目や買収土地の実測面積、補償金額を開示することにより、地権者の県に対する不信感を生じさせ、構築すべき地権者と県との間の信頼関係を損ねるおそれが多分にあることは容易に想定される。

このようなことから、本件請求に係る事業が地元の生活用道路の改良事業であるという側面からしても、今後、関係地権者と用地取得交渉を行う中で、各地権者との合意や契約を得るには著しい支障となり、当該道路改良事業の遂行を困難ならしめることが想定される。

以上、「各補償項目」、「面積」及び「補償金額」については、契約又は交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行にすべき当事者である実施機関としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、かつ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

6 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、今回開示の実施を行った行政文書以外の全ての対象文書を開示せよとする申立人の主張について、当審査会としては、実施機関による対象文書の特定が妥当か否かの判断を行うことは困難であるため、申立人が不足と主張する行政文書の開示を求めるのであれば、行政文書の特定を行った上で、改めて申立人が開示請求を行うこととするなどの対応が適切である旨申し添える。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成28年 1月26日	諮問
平成28年 3月 4日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成28年 5月11日	申立人から不開示理由説明書についての意見書を受理
平成28年 5月19日	審議
平成28年 7月14日	審議
平成28年 9月14日	審議
平成28年10月14日	審議
平成28年11月 8日	審議 実施機関からの口頭による意見陳述の聴取
平成28年12月 9日	審議
平成29年 2月 1日	審議

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	会長代理
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科教授	会長
八巻 佐知子	弁護士	

別紙

開示すべき部分

- (1) 調査数量一覧表（別表番号1）のうち、数量
- (2) 業務打合せ簿（平成26年11月17日）（別表番号4）における調査数量一覧表のうち、数量
- (3) 業務打合せ簿（平成27年1月13日）（別表番号6）における調査数量一覧表のうち、数量
- (4) 業務打合せ簿（平成27年2月10日）（別表番号8）における仕上表・求積図における建物概要及び外部仕上表のうち、物件所在地
- (5) 業務打合せ簿（平成27年3月12日）（別表番号9）における再配置図のうち、図面

番号	対象行政文書	実施機関の決定			異議申立ての有無	不開示理由が追加された理由	異議申立てのあった不開示項目の分類及び当審査会の判断		
		細目	不開示項目	不開示理由			分類	判断	左記判断の理由
1	調査数量一覧表		調査（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			所有者名（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			数量（合計を除く）（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	O	開示	-
			数量（合計を除く）（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	P	開示	-
			備考（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	H	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報） 第6号該当（契約・交渉）
			備考（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	I	不開示	第6号該当（契約・交渉）
2	平面図		面積	理由1	あり	-	N	不開示	第6号該当（契約・交渉）
3	補償調査成果品社内チェックリスト		点検者の職種、氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	-
4	業務打合せ簿 （平成26年11月17日）	かがみ	担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	-
		業務計画書 調査数量一覧表	調査（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			所有者名（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			数量（合計を除く）（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	O	開示	-
			数量（合計を除く）（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	P	開示	-
			備考（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	H	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報） 第6号該当（契約・交渉）
			備考（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	I	不開示	第6号該当（契約・交渉）
		業務計画書 主要機器	名称及び機器番号（ただし「パーソナルコンピュータ」の記述を除く）、数量	理由2	なし	-	-	-	-
業務計画書 業務組織計画	技術者氏名、資格登録番号、実務経験内容	理由1	なし	-	-	-	-		
業務計画書 緊急時の連絡体制	主任技術者氏名	理由1	なし	-	-	-	-		
業務計画書 工程表	主任技術者氏名	理由1	なし	-	-	-	-		
5	業務打合せ簿 （平成26年11月17日）	かがみ	担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	-
		身分証明書交付願	法人及び代表者の印影	理由2	なし	-	-	-	-
			氏名、年齢	理由1	なし	-	-	-	-
6	業務打合せ簿 （平成27年1月13日）	かがみ	担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	-
		変更実施数量	所有者名（ただし「上杣口（消防詰所）」の記述を除く）	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			構造用途、延床面積、積算数	理由1	あり	-	C	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報） 第6号該当（契約・交渉）
		調査数量一覧表	調査（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			所有者名（上杣口区及び峡東地域広域水道企業団を除く）	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当（個人識別情報）
			数量（合計を除く）（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	O	開示	-
			数量（合計を除く）（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	P	開示	-
			備考（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	H	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報） 第6号該当（契約・交渉）
備考（法人等に関するものに限る。）	理由2		あり	-	I	不開示	第6号該当（契約・交渉）		
平面図	面積	理由1	あり	-	N	不開示	第6号該当（契約・交渉）		
7	業務打合せ簿（平成27年1月28日）	かがみ	担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	
8	かがみ	整理番号（上杣口地区を除く）	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当（個人識別情報）	
		移転対象物件（上杣口地区を除く）	理由1	あり	-	D	不開示	第1号該当（個人識別情報）	
		移転工法（上杣口地区を除く）	理由1	あり	-	E	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報）	
		担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-	-	
	配置図	整理番号（上杣口区を除く）	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当（個人識別情報）	
		物件所有者住所（上杣口区を除く）	理由1	なし	-	-	-	-	
		物件所有者氏名（上杣口区を除く）	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当（個人識別情報）	
		図面（個人に関するものに限る。）	理由1	あり	-	F	不開示	第1号該当（個人利益侵害情報）	
		図面（法人等に関するものに限る。）	理由2	あり	-	G	不開示	第2号該当（法人等不利益情報）	
		作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-	

番号	対象行政文書	実施機関の決定			異議申立ての有無	不開示理由が追加された理由	異議申立てのあった不開示項目の分類及び当審査会の判断			
		細目	不開示項目	不開示理由			分類	判断	左記判断の理由	
8	同上	床面積求積図	整理番号	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			所有者住所	理由1	なし	-	-	-	-	
			所有者	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			図面	理由1	あり	-	F	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報)	
			構造概要のうち項目名以外、床面積求積表、建築年別床面積求積表、1階及び2階外周長	理由1	あり	-	C	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報) 第6号該当(契約・交渉)	
			作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-	
		平面図	整理番号	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			所有者住所	理由1	なし	-	-	-	-	
			所有者	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			図面	理由1	あり	-	F	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報)	
			作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-	
		仕上表・求積図	建物概要及び外部仕上表のうち、物件所在地	理由1	あり	-	Q	開示	-	
			建物概要及び外部仕上表のうち、物件所有者	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			建物概要及び外部仕上表のうち、構造、用途、屋根、外壁、基礎、建具	理由1	あり	-	C	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報) 第6号該当(契約・交渉)	
			内部仕上表のうち、室名、床仕上げ、幅木、腰仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ	理由1	あり	-	C	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報) 第6号該当(契約・交渉)	
			図面	理由1	あり	-	F	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報)	
			作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-	
		平面図・屋根伏図	図面	理由1	あり	-	F	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報)	
			作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-	
		9	業務打合せ簿 (平成27年3月12日)	かがみ	担当技術者の氏名及び印影	理由1	なし	-	-	-
				補償調査全体図	注意書き(ただし「合併浄化槽が山梨市...計上していない。及び「当時山梨市が工事を行っている。」の記述を除く)(個人に関するものに限る。)	理由1	あり	-	J	不開示
注意書き(ただし「合併浄化槽が山梨市...計上していない。及び「当時山梨市が工事を行っている。」の記述を除く)(法人等に関するものに限る。)	理由2				あり	-	K	不開示	第6号該当(契約・交渉)	
再配置図	図面			理由2	あり	-	R	開示	-	
	作成者氏名	理由1	なし	-	-	-	-			
10	物件調査権利者リスト		整理番号(上柚口区・柚口青果組合・有限会社岩間商興及び峡東地域広域水道企業団を除く)、物件所有者氏名(ただし「上柚口区 区長:」・「柚口青果組合 組合長 小沢 武雄」・「有限会社岩間商興」及び「峡東地域広域水道企業団」の記述を除く)、住所(柚口青果組合・有限会社岩間商興及び峡東地域広域水道企業団を除く)、備考	理由1	なし	-	-	-		
11	補償額一覧表		調査番号(上柚口区・柚口青果組合・有限会社岩間商興及び峡東地域広域水道企業団を除く)	理由1	あり	-	B	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			権利者名(上柚口区・柚口青果組合・有限会社岩間商興及び峡東地域広域水道企業団を除く)	理由1	あり	-	A	不開示	第1号該当(個人識別情報)	
			補償金額(個人に関するものに限る。)	理由1	あり	-	L	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報) 第6号該当(契約・交渉)	
			補償金額(法人等に関するものに限る。)	理由2	あり	-	M	不開示	第6号該当(契約・交渉)	
12	補償調査全体図		注意書き(ただし「合併浄化槽が山梨市...計上していない。及び「当時山梨市が工事を行っている。」の記述を除く)(個人に関するものに限る。)	理由1	あり	-	J	不開示	第1号該当(個人利益侵害情報) 第6号該当(契約・交渉)	
			注意書き(ただし「合併浄化槽が山梨市...計上していない。及び「当時山梨市が工事を行っている。」の記述を除く)(法人等に関するものに限る。)	理由2	あり	-	K	不開示	第6号該当(契約・交渉)	